日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

道県名	区域
北海道	函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、勇払郡厚真町、同郡むかわ町、沙流郡日高町、新冠郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡、日高郡、河東郡、上川郡、河西郡、広尾郡、中川郡、足寄郡、十勝郡、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域
青森県	八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡、三戸郡五戸町、同郡南部町及び同郡階上町の区域
岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、東磐井郡、上閉伊郡、下閉伊郡、九戸郡野田村及び同郡洋野町の区域
宮城県	全域
福島県	いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び相馬郡新地町の区域

備考　この表に掲げる区域は、平成二十二年四月一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

○内閣府告示第十九号

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第三条第一項の規定に基づき、地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備に係る主務大臣の定める基準の件（平成八年国土庁告示第三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

第一号中「有するとともに、平常時における防災に関する知識の普及、教育及び訓練の場としての機能を有し、地震災害時のための食料、飲料水及び生活必需品の備蓄の機能を」を削る。

○内閣府告示第二十号

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十二年内閣府令第十四号）の施行に伴い、平成二十年内閣府告示第五百六十五号（地域再生法施行規則第十二条第一号イ⑵に規定する内閣総理大臣が定める時間数を定める件）及び平成二十年内閣府告示第五百六十六号（地域再生法施行規則第十四条第一項各号に規定する内閣総理大臣が定める額を定める件）は、平成二十二年四月一日限り廃止する。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）を実施するため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口　一博
財務大臣　菅　**直**人
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針の一部を改正する告示

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第三号ロ中「再生計画認可の決定がある」を「再生計画認可の決定が確定した」に、「第百九十一条第一項」を「第百九十九条第一項」に改める。

第四十八条第一項第一号中「値がおおむね」を「値が、認定計画の実施期間において、」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、定年退職者その他当該承継事業者の責に帰することができない事由により当該承継事業に従事しないこととなった従業員の数は、当該特定中小企業者において承継事業に従事する従業員の減少数に算入しない。

第四十八条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五十条中「売掛金債権」を「売掛金債権等」に、「場合には、」を「場合又は第四十七条第三号ロに規定する要件を満たしている場合は、」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の際現に産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十九条の二第一項の規定により提出され、又は認定を受けている中小企業承継事業再生計画についてのこの告示による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針第四十八条第一項第一号の規定の適用については、なお従前の例による。

○内閣府、外務省、国土交通省告示第一号

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第三条第三項の規定に基づき、北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（昭和五十八年総理府告示第十三号）の全部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文
国土交通大臣　前原　誠司

北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針

昭和五十八年四月、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号。以下「特別措置法」という。）が施行され、昭和五十八年七月には、特別措置法第三条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣が、北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定した。政府は、基本方針に基づき、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、北方地域元居住者に対する援護並びに北方領土隣接地域（北方領土に隣接する北海道根室市（歯舞群島の区域を除く。）、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の一市四町の区域）の振興及び住民の生活の安定等を図ってきたところである。

北方領土が我が国固有の領土であるにもかかわらず、北方領土問題が今なお未解決である現在の状況並びにこれに起因して北方地域元居住者及び北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情にかんがみ、今般の特別措置法改正の趣旨及びその改正内容等を踏まえて、以下のとおり基本方針を定める。

なお、基本方針は、北方領土問題及びこれに関連する諸問題をめぐる状況の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととする。